

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
9月10日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....



### 山口県告示第二百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
浅見内科クリニック		周南市大字徳山四一三三	令和三、三、三一
沢重内科医院		福川三丁目一三番三四号	六、三〇
内海歯科道門診療所		山口市道場門前二丁目八番二二号	

### 山口県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年九月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 豊浦清末線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市大字阿内字国末一六三八の一地先から同市同大字山根沖一〇八二の二地先まで	最狭 四四・二	最狭 一四・〇〇	六六三・〇	六六三・〇	道路改良工事の完了による。

### 山口県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊浦清末線	下関市大字阿内字大東一三五〇の六地先から同市同大字山根沖一〇八二の二地先まで	令和三年九月十一日

令和三年九月十日印刷

発行人所

山口県知事庁